

伊 勢 市 公 報

第 158 号
平成 24 年 6 月 5 日
火 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	2
訓 令	
○ 伊勢市職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程	4
告 示	
○ 消防事務の委託に関する規約の変更について	7
○ 消防事務の委託に関する規約の変更について	8
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	9
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	11
○ 道路の区域変更について	12
○ 道路の供用開始について	13
○ 平成 24 年度補正予算の要領について	14
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	18
○ 伊勢市岡本財産区議会の招集について	19
五十鈴川用水土地改良区総代選挙第 1 選挙区選挙長告示	
○ 五十鈴川用水土地改良区総代選挙第 1 選挙区選挙長関係	
・ 候補者の届出について	20
・ 無投票の確定について	22
・ 選挙会の日時及び場所について	23
五十鈴川用水土地改良区総代選挙第 2 選挙区選挙長告示	
○ 五十鈴川用水土地改良区総代選挙第 2 選挙区選挙長関係	
・ 候補者の届出について	24
・ 無投票の確定について	26
・ 選挙会の日時及び場所について	27
選挙管理委員会告示	
○ 伊勢市農業委員会委員選挙関係	
・ 投票区の設置について	28
○ 五十鈴川用水土地改良区総代選挙関係	
・ 当選した者の氏名及び住所について	30
上下水道告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	32
公 告	
○ 市営住宅入居者の公募について	33
○ 農用地利用集積計画について	38
○ 犬の抑留について	39
公 表	
○ 伊勢市情報公開制度の実施状況の公表について	40
○ 伊勢市個人情報保護制度の実施状況の公表について	42

伊勢市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規

則をここに公布する。

平成 24 年 5 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 28 号

伊勢市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成 20 年伊勢市規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構(平成 18 年 4 月 1 日に社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構という名称で設立された法人をいう。)」を「公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

伊勢市職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 24 年 5 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第3号

伊勢市職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程

伊勢市職員安全衛生委員会規程（平成17年伊勢市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第5号中「二見総合支所部会」を「上下水道・二見総合支所部会」に改め、同条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

部会の名称	事務局設置場所	所管する事業場	部会長	委員数
本庁舎部会	総務部管財契約課	本庁舎及び出先庁舎 (他の部会が所管する事業場を除く。)	総務部長	16
保育所部会	健康福祉部こども課	こども課が所管する事業場（本庁舎を除く。)	健康福祉部長	10
清掃部会	環境生活部清掃課	清掃課が所管する事業場	環境生活部長	12
佐八部会	都市整備部維持課	維持課が所管する事業場（本庁舎を除く。)	都市整備部長	8
上下水道・二見総合支所部会	上下水道部上下水道総務課	二見総合支所及び上下水道部が所管する事業場	上下水道部長	14
小俣総合支所部会	小俣総合支所地域振興課	小俣総合支所	小俣総合支所長	8

御菌総合支所部会	御菌総合支所地域振興課	御菌総合支所	御菌総合支所長	6
病院部会	市立伊勢総合病院事務部総務課	市立伊勢総合病院	事務部長	12
教育部会	教育委員会事務局 教育総務課	教育委員会が所管する事業場（小俣総合支所を除く。）	教育部長	8
消防部会	消防本部総務課	消防本部及び消防署が所管する事業場	消防次長	18

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 83 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 2 項の規定により、次のとおり玉城町と伊勢市との間における消防事務の委託に関する規約を変更したので、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 第 2 項の規定により告示します。

平成 24 年 5 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

玉城町と伊勢市との間における消防事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

玉城町と伊勢市との間における消防事務の委託に関する規約（平成 17 年伊勢市告示第 11 号）の一部を次のように変更する。

第 1 条中「並びに水防法に関する事務」を「、水防法に関する事務並びに消防救急無線設備（移動局無線設備及びこれと同等の設備構成となる無線設備を除く。）の整備及び管理に関する事務（三重県の区域を 1 つの区域として行うものに限る。）」に改める。

附 則

この規約は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 84 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 2 項の規定により、次のおり度会町と伊勢市との間における消防事務の委託に関する規約を変更したので、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 第 2 項の規定により告示します。

平成 24 年 5 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

度会町と伊勢市との間における消防事務の委託に関する規約の一部
を変更する規約

度会町と伊勢市との間における消防事務の委託に関する規約（平成 17 年伊勢市告示第 12 号）の一部を次のように変更する。

第 1 条中「並びに水防法に関する事務」を「、水防法に関する事務並びに消防救急無線設備（移動局無線設備及びこれと同等の設備構成となる無線設備を除く。）の整備及び管理に関する事務（三重県の区域を 1 つの区域として行うものに限る。）」に改める。

附 則

この規約は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 85 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、小木町から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 24 年 5 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 区域

変更前

本会の区域は、下記のとおりとする。

伊勢市小木町字箕曲・字萩原・字里中・字今田・字古城・字高野・字須賀野・字出渕・字曾祢の区域とする。

変更後

本会の区域は、伊勢市小木町地内とする。

2 規約に定める解散の事由

変更前

1 本会は、地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

変更後

1 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

伊勢市告示第 86 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
辻久留台自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

平成 24 年 5 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 小 嶽 孝 一

伊勢市辻久留町 545 番地 40

変更後 森 鋭

伊勢市辻久留町 545 番地 68

伊勢市告示第 87 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 24 年 5 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	小俣 16 号線	小俣町明野 1239 番 2 地内から 小俣町明野 1239 番 3 地内まで	旧	5.7 ～ 7.2	58.5
			新	8.2 ～ 12.3	20.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 88 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 24 年 5 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
小俣 16 号線	小俣町明野 1239 番 2 地内から 小俣町明野 1239 番 3 地内まで

供用開始の期日 平成 24 年 5 月 28 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 89 号

平成 24 年 5 月 15 日開議の市議会臨時会で議決を経た平成 24 年度補正
予算の要領は、次のとおりです。

平成 24 年 5 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成24年度 伊勢市一般会計補正予算（第1号）

平成24年度 伊勢市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、20,790千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、44,719,868千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		371,251	4,155	375,406
	1 使用料	311,052	4,155	315,207
19 繰入金		1,874,525	△24,945	1,849,580
	1 基金繰入金	1,874,525	△24,945	1,849,580
歳入合計		44,740,658	△20,790	44,719,868

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 労働費		256,665	△20,790	235,875
	1 労働諸費	256,665	△20,790	235,875
歳 出	合 計	44,740,658	△20,790	44,719,868

伊勢市告示第 90 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
城田団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

平成 24 年 5 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前	東 谷 徳 三
	伊勢市上地町 450 番地 49
変更後	鈴 木 武 夫
	伊勢市上地町 395 番地 47

伊勢市告示第 91 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

平成 24 年 5 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 招集の日時 平成 24 年 6 月 6 日（水）午後 5 時

2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号

伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室

3 付議すべき事件

議案第 3 号 平成 23 年度伊勢市岡本町財産区歳入歳出決算の認定を

求めることについて

五十鈴川用水土改第1選区選挙長告示第1号

平成24年5月22日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙第1選挙区における候補者として、別紙のとおり届出がありました。

平成24年5月16日

五十鈴川用水土地改良区総代選挙
第1選挙区 選挙長 上野 尚

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	5.16	本人	いそじま こういち 磯島 幸市	男	伊勢市鹿海町531番地	S26. 9.28	60	無所属	農業
2	5.16	本人	かめだ もとやす 亀田 元彦	男	伊勢市鹿海町316番地	S30. 3.30	57	無所属	会社員
3	5.16	本人	すぎもと よしお 杉本 芳男	男	伊勢市鹿海町368番地22	S24. 3.25	63	無所属	農業
4	5.16	本人	いそしま のぼる 磯嶋 升	男	伊勢市鹿海町339番地	S27. 4.15	60	無所属	農業
5	5.16	本人	おくの よしお 奥野 芳雄	男	伊勢市鹿海町304番地	S23. 4.17	64	無所属	農業
6	5.16	本人	おくの よしお 奥野 美男	男	伊勢市鹿海町1249番地3	S15. 2.19	72	無所属	農業
7	5.16	本人	かわぐち きいちろう 川口 喜一郎	男	伊勢市鹿海町336番地	S 2.11.23	84	無所属	農業
8	5.16	本人	さかくち ゆきひさ 坂口 幸久	男	伊勢市鹿海町1262番地	S27. 7.10	59	無所属	農業
9	5.16	本人	すずき かずよし 鈴木 一義	男	伊勢市鹿海町1290番地3	S15. 7. 5	71	無所属	農業
10	5.16	本人	せこ とみお 世古 富男	男	伊勢市鹿海町723番地3	S33. 1.28	54	無所属	農業
11	5.16	本人	せこ いづみ 世古 泉	男	伊勢市鹿海町1277番地	S27.10. 2	75	無所属	会社員
12	5.16	本人	わだ もとやす 和田 元保	男	愛知県名古屋市中区栄3丁目11番5号	S46. 4.19	41	無所属	自営業
13	5.16	本人	もりぐち きくお 森口 亀久郎	男	伊勢市鹿海町913番地2	S27.11.11	59	無所属	会社員
14	5.16	本人	とうない せいし 東内 精司	男	伊勢市鹿海町1223番地	S22.10.26	64	無所属	農業
15	5.16	本人	うえの もとひろ 上野 素裕	男	伊勢市鹿海町1284番地3	S33. 6. 7	53	無所属	大学職員
16	5.16	本人	かめだ あつし 亀田 篤	男	伊勢市鹿海町1708番地	S25. 4.16	62	無所属	農業
17	5.16	本人	やまぐち たくお 山口 卓男	男	伊勢市鹿海町264番地	S24. 1. 1	63	無所属	農業

五十鈴川用水土改第1選区選挙長告示第2号

平成24年5月22日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙第1選挙区において、届出のあった候補者がその選挙区における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成24年5月16日

五十鈴川用水土地改良区総代選挙
第1選挙区選挙長 上野 尚

五十鈴川用水土改第1選区選挙長告示第3号

平成24年5月22日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙第1選挙区における選挙会の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成24年5月16日

五十鈴川用水土地改良区総代選挙
第1選挙区選挙長 上野 尚

記

- | | | |
|---|-----|------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成24年5月22日（火）午前10時 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市鹿海町994番地1
鹿海町公民館 |

五十鈴川用水土改第2選区選挙長告示第1号

平成24年5月22日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙第2選挙区における候補者として、別紙のとおり届出がありました。

平成24年5月16日

五十鈴川用水土地改良区総代選挙
第2選挙区 選挙長 杉浦 勝治

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	5.16	本人	もりた みのる 森田 稔	男	伊勢市一色町1309番地3	S21. 9.28	65	無所属	農業
2	5.16	本人	たつだ くみお 龍田 久美男	男	伊勢市一色町1531番地	S18. 5. 5	69	無所属	農業
3	5.16	本人	たけうち こういち 竹内 幸一	男	伊勢市一色町1814番地	S25. 4. 2	62	無所属	農業
4	5.16	本人	たまき かずお 玉木 一夫	男	伊勢市一色町1314番地2	S18. 2.20	69	無所属	農業
5	5.16	本人	みやざき たつや 宮崎 達也	男	伊勢市一色町1548番地	S24.11. 6	62	無所属	農業
6	5.16	本人	なかにし ゆきお 中西 幸男	男	伊勢市一色町1794番地	S12. 8. 7	74	無所属	農業
7	5.16	本人	なんべい ちよいち 南平 長一	男	伊勢市一色町1555番地	S15. 9.15	71	無所属	農業
8	5.16	本人	はまぐち ひろし 濱口 宏	男	伊勢市一色町1624番地	S10.10. 1	76	無所属	農業
9	5.16	本人	ふじなみ じき三男 藤浪 次三男	男	伊勢市一色町1321番地26	S26. 7.28	60	無所属	会社員
10	5.16	本人	ふじもと まさとし 藤本 正敏	男	伊勢市一色町616番地1	S26. 5.31	60	無所属	農業
11	5.16	本人	はまぐち いきお 濱口 勲	男	伊勢市一色町1511番地	S19.11.22	67	無所属	農業
12	5.16	本人	つちや こうじ 土谷 幸治	男	伊勢市一色町1519番地13	S10. 8. 5	76	無所属	農業
13	5.16	本人	ふじもと まさひこ 藤本 真彦	男	伊勢市一色町1619番地	S26.10. 6	60	無所属	農業
14	5.16	本人	よしかわ かおる 吉川 馨	男	伊勢市一色町1733番地	S18. 1.21	69	無所属	農業
15	5.16	本人	つちや まさふみ 土谷 政文	男	伊勢市一色町1676番地	S34.10.15	52	無所属	農業
16	5.16	本人	たまき たかあき 玉木 孝明	男	伊勢市一色町1810番地4	S26. 4. 7	61	無所属	農業
17	5.16	本人	なかがわ きよし 中川 清	男	伊勢市一色町1819番地	S23.12.19	63	無所属	農業

五十鈴川用水土改第2選区選挙長告示第2号

平成24年5月22日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙第2選挙区において、届出のあった候補者がその選挙区における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成24年5月16日

五十鈴川用水土地改良区総代選挙
第2選挙区選挙長 杉浦 勝治

五十鈴川用水土改第2選区選挙長告示第3号

平成24年5月22日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙第2選挙区における選挙会の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成24年5月16日

五十鈴川用水土地改良区総代選挙
第2選挙区選挙長 杉浦 勝治

記

- | | | |
|---|-----|------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成24年5月22日（火）午前10時 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市鹿海町994番地1
鹿海町公民館 |

伊勢市選挙管理委員会告示第25号

伊勢市農業委員会委員選挙における選挙区の区域を分けて、別紙のとおり投票区を設置します。

平成23年伊勢市選挙管理委員会告示第50号は廃止します。

平成 24 年 5 月 23 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

選挙区名	投票区名	区	域
第1	本庁	宇治館町、宇治今在家町、宇治中之切町、宇治浦田町、宇治浦田一丁目、宇治浦田二丁目、宇治浦田三丁目、桜木町、中村町桜が丘、中之町、古市町、久世戸町、倭町、尾上町、岡本町、岡本一丁目、岡本二丁目、岡本三丁目、岩渕町、岩渕一丁目、岩渕二丁目、岩渕三丁目、吹上一丁目、吹上二丁目、河崎一丁目、河崎二丁目、河崎三丁目、船江一丁目、船江二丁目、船江三丁目、船江四丁目、豊川町、本町、宮後町、宮後一丁目、宮後二丁目、宮後三丁目、一之木一丁目、一之木二丁目、一之木三丁目、一之木四丁目、一之木五丁目、一志町、八日市場町、大世古一丁目、大世古二丁目、大世古三丁目、大世古四丁目、曾祢一丁目、曾祢二丁目、宮町一丁目、宮町二丁目、常磐町、常磐一丁目、常磐二丁目、常磐三丁目、浦口町、浦口一丁目、浦口二丁目、浦口三丁目、浦口四丁目、二俣町、二俣一丁目、二俣二丁目、二俣三丁目、二俣四丁目、辻久留町、辻久留一丁目、辻久留二丁目、辻久留三丁目、中島一丁目、中島二丁目、宮川一丁目、宮川二丁目	
	神社	神社港、竹ヶ鼻町、小木町、馬瀬町、下野町	
	大湊	大湊町	
	浜郷	神田久志本町、神久一丁目、神久二丁目、神久三丁目、神久四丁目、神久五丁目、神久六丁目、黒瀬町、通町、田尻町、一色町	
	四郷	中村町、楠部町、一字田町、朝熊町、鹿海町	
第2	宮本	勢田町、藤里町、旭町、前山町、大倉町、佐八町、津村町	
	城田	上地町、栗野町、中須町、川端町	
	沼木	上野町、円座町、神菌町、横輪町、矢持町、	
第3	豊浜	西豊浜町、植山町、磯町、東豊浜町、檜原町、	
	北浜	有滝町、村松町、東大淀町、柏町、野村町	
第4	二見	二見町	
	小俣	小俣町	
	御菌	御菌町	

伊勢市選挙管理委員会告示第 26 号

平成 24 年 5 月 22 日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙において、土地改良法施行令第 21 条第 1 項の規定による当選人の報告を受け、同令第 22 条第 2 項の規定により当選証書を付与したので、同令第 21 条第 2 項の規定並びに同令第 22 条第 2 項の規定により、下記のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

平成 24 年 5 月 23 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木市郎

記

1 五十鈴川用水土地改良区総代選挙当選人

別紙当選人一覧表のとおり

五十鈴川用水土地改良区総代選挙第1選挙区当選人一覧表

(定数 17人 当選人 17人)

住 所	氏 名	住 所	氏 名
伊勢市鹿海町531番地	磯島 幸市	伊勢市鹿海町264番地	山口 卓男
伊勢市鹿海町316番地	亀田 元彦	/	
伊勢市鹿海町368番地22	杉本 芳男		
伊勢市鹿海町339番地	磯嶋 升		
伊勢市鹿海町304番地	奥野 芳雄		
伊勢市鹿海町1249番地3	奥野 美男		
伊勢市鹿海町336番地	川口 喜一郎		
伊勢市鹿海町1262番地	坂口 幸久		
伊勢市鹿海町1290番地3	鈴木 一義		
伊勢市鹿海町723番地3	世古 富男		
伊勢市鹿海町1277番地	世古 泉		
愛知県名古屋市中区栄3丁目11番5号	和田 元保		
伊勢市鹿海町913番地2	森口 亀久郎		
伊勢市鹿海町1223番地	東内 精司		
伊勢市鹿海町1284番地3	上野 素裕		
伊勢市鹿海町1708番地	亀田 篤		

伊勢市上下水道事業告示第 17 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 24 年 5 月 18 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 24 年 5 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 24 年 6 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
八日市場町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 31 号

伊勢市営住宅管理条例（平成 17 年伊勢市条例第 163 号）第 4 条の規定により、入居者の募集を次のとおり行います。

平成 24 年 5 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 申込期間

平成 24 年 6 月 21 日（木）～7 月 4 日（水）まで（土・日は除きます。）
午前 8 時 30 分～午後 5 時まで（月曜日は午前 8 時 30 分～午後 7 時まで）

2 申込場所

伊勢市都市整備部建築住宅課（市役所本館 4 階）

3 募集住宅及び戸数

(1) 一般向市営住宅

団地名	所在地	構造 1 ※ 1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃
中村団地	中村町桜が丘 8 番地	P C 平屋建	1 階	2 K	1	○	5,000 円～ 13,400 円
	中村町桜が丘 177 番地 1	P C 4 階建	2 階	3 D K	2	×	11,200 円～ 21,100 円
倭 A 団地	倭町 40 番地	P C 4 階建	3 階	3 D K	1	×	14,800 円～ 34,300 円
倭隠岡団地	倭町 19 番地 1	R C 4 階建	2 階	3 D K	1	×	21,600 円～ 46,700 円
宮中横団地	浦口 4 丁目 32 番 36 号	R C 3 階建	3 階	2 D K	1	○	18,500 円～ 49,200 円

高倉団地	二俣 2 丁目 5 番 28 号	R C 3 階建	1 階	3 D K	1	×	21,800 円～ 54,700 円
			3 階	3 D K	1	×	21,800 円～ 54,700 円
二俣団地	二俣 3 丁目 10 番 12 号	R C 3 階建	1 階	2 D K	1	○	19,500 円～ 51,700 円
			1 階	2 D K	1	○	19,500 円～ 51,700 円
			3 階	3 D K	1	×	24,200 円～ 64,300 円
万所団地	辻久留 3 丁目 20 番 44 号	R C 3 階建	3 階	3 D K	1	×	24,000 円～ 63,500 円
旭団地	旭町 49 番地 1	R C 3 階建	2 階	3 D K	1	×	23,500 円～ 62,400 円
西豊浜団地	西豊浜町 5439 番地	P C 3 階建	1 階	3 D K	1	×	12,000 円～ 25,700 円
	西豊浜町 5437 番地	P C 2 階建	1・2 階 ※ 2	2 D K	1	○	13,000 円～ 23,800 円
栗野団地	栗野町 2045 番地	P C 平屋建	1 階	2 K	1	○	4,300 円～ 9,200 円
	栗野町 2045 番地	P C 平屋建	1 階	2 K	1	○	4,700 円～ 10,700 円
朝熊第 1 団地	朝熊町 2663 番地 1	P C 2 階建	1・2 階 ※ 2	3 D K	1	×	20,200 円～ 53,500 円

(2) 高齢者向市営住宅

団地名	所在地	構造 ※ 1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃
リバーサイト [®] せせらぎ	小俣町宮前 31 番地 2	R C 6 階建	1 階	2 D K	1	○	21,400 円～ 56,700 円

※ 1 P C : コンクリート版プレハブ造 R C : 鉄筋コンクリート造

※ 2 部屋は 2 階構造となっています。

4 申込資格

- (1) 伊勢市内に住所又は勤務場所があること。
- (2) 現在、住宅に困っていることが明らかであること。
- (3) 申込み住宅に応じて下記の条件に該当すること。

ア 一般向市営住宅

現在同居している、又は同居しようとする親族、その他に内縁関係者及び婚約者がいること。

- ・親族・・・・・・・・6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族
- ・内縁関係者・・住民票に『未届の夫』又は『未届の妻』の記載がある者
- ・婚約者・・・・・・・・契約日までに、入籍ができる者

ただし、次のいずれかに該当する場合は、3K以下の住宅に限り単身で申込むことができます。

- (ア) 昭和31年4月1日以前に生まれた者
- (イ) 身体障害者（障害の程度が、1級から4級までの者）
- (ウ) 精神障害者（障害の程度が、1級から3級までの者）
- (エ) 知的障害者（障害の程度が、(ウ)の程度に相当する者）
- (オ) 戦傷病者（障害の程度が、恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第6項症までの者又は第1款症の者）
- (カ) 原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の認定を受けた者）
- (キ) 中国残留邦人等（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に該当する者）
- (ク) 生活保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に該当する者）
- (ケ) 海外からの引揚者（引揚げ後5年を経過していない者）
- (コ) ハンセン病療養所入所者等（ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に該当する者）

- (サ) DV被害者（配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）による（一時）保護者又は保護終了日から5年を経過していない者、及び保護命令の申立てを行っている者又は保護命令発効から5年を経過していない者）

イ 高齢者向市営住宅

次のいずれにも該当すること。

- (ア) 60歳以上の単身世帯又はいずれか一者が60歳以上の夫婦[※]のみの世帯又はいずれもが60歳以上である親族からなる世帯
- (イ) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められる、又は高齢等のため、独立して生活するには不安があると認められる世帯
- (ウ) 住宅困窮度が高く、家族等による援助が困難な世帯

※夫婦・・・配偶者同士のみ（内縁関係者及び婚約者を含む。）

- (4) 入居する全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する者）でないこと。
- (5) 市区町村税を完納していること。
- (6) 収入基準（月額）が158,000円以下であること。

ただし、高齢者のみ又は高齢者と18歳未満の者のみの世帯、障害者等、小学校就学前の子どもがいる世帯は、214,000円以下となります。

・収入基準（月額）・・・入居者全員の所得金額から定められた額を控除した後、12ヶ月で除した額

5 申込方法

伊勢市都市整備部建築住宅課で配付される市営住宅入居申込用紙に必要な事項を記入し、世帯全員の住民票、所得証明書及び税の完納証明書等の必要書類を添付の上、持参してください。

6 入居者の選考方法

市営住宅入居者選考委員会で入居資格を確認した後、申込者数が募集数を上回った場合は公開抽選を行います。

(1) 日時 平成 24 年 7 月 15 日（日） 午前 10 時 00 分から

(2) 場所 ハートプラザみその 多目的ホール

7 入居時期

平成 24 年 8 月 1 日以降

8 問い合わせ先

伊勢市都市整備部建築住宅課 電話 0596-21-5596・5597

伊勢市公告第 32 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 24 年 5 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 33 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 24 年 5 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市朝熊町	雑種	茶	雌	中	91 日 以上	
2	伊勢市朝熊町	雑種	白	雄	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 24 年 5 月 30 日

3 抑留期限 平成 24 年 6 月 6 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市情報公開条例（平成 17 年伊勢市条例第 19 号）第 20 条の規定に基づき、平成 23 年度（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に請求のあったもの）における公文書の公開等についての実施状況を、次のとおり公表します。

平成 24 年 6 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公文書公開請求の状況

平成 23 年度における公文書公開請求件数は、247 件でした。

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
請求	30	15	28	40	36	22	13	4	22	19	14	4	247

2 公文書公開請求者別状況

平成 23 年度における公文書公開請求者数は、人数で 41 人でした。

3 公文書公開請求の実施機関別状況

平成 23 年度の公文書公開請求状況を実施機関別に見ると、市長 226 件、教育委員会 18 件、病院事業管理者 1 件、消防長 2 件でした。

(単位：件)

実施機関名		件数	実施機関名	件数
市長	職員課	4 件	教育委員会	18 件
	管財契約課	1	病院事業管理者	1
	課税課	6	消防長	2
	戸籍住民課	5		
	環境課	5		
	医療保険課	1		
	生活支援課	1		
	農林水産課	1		
	都市計画課	4		
	基盤整備課	2		
	維持課	162		
	用地課	34		
計 (12課)		226	計	21
合 計				247

4 公文書公開請求の決定状況

(1) 決定状況

公文書公開請求に対するその決定状況は、公開 35 件、部分公開 141 件、非公開 1 件、請求却下 76 件、取下げが 9 件でした。

なお、1件の請求に対して複数の決定をする場合があるので、請求件数より多くなっています。

(単位：件)

区 分	請 求						
	公 開	部分公開	非公開	請求却下	小計	取下げ	合計
件 数	35	141	1	76	253	9	262

(2) 部分公開・非公開・請求却下理由別内訳

部分公開、非公開又は請求却下となった理由は次のとおりです。

なお、1件の請求に対して複数の理由のものがあります。

(単位：件)

非 公 開 理 由	部分公開	非公開	請求却下 (拒否)	合計
個人情報（第9条第1号）	134	1	X	135
法人等情報（第9条第2号）	14	0		14
国等との協力関係情報（第9条第3号）	0	0		0
意思形成過程情報（第9条第4号）	0	0		0
事務事業の執行情報（第9条第5号）	0	0		0
公共の安全、秩序維持情報（第9条第6号）	0	0		0
任意提供情報（第9条第7号）	0	0		0
合議制機関情報（第9条第8号）	1	0		1
法令秘情報（第9条第9号）	0	0		0
請求拒否（第12条）	X	X	0	0
請求対象とならない公文書			0	0
公文書特定不可能			0	0
公文書不存在			76	76
合 計	149	1	76	226

5 不服申立ての状況

公文書の公開請求に対し実施機関が行う諾否の決定に対し、不服申立てができるようになってはいますが、平成23年度の不服申立てはありませんでした。

6 審査会の処理状況

平成23年度に伊勢市情報公開・個人情報保護審査会への諮問はありませんでした。

伊勢市個人情報保護条例（平成 17 年伊勢市条例第 20 号）第 30 条の規定に基づき、平成 23 年度（平成 23 年 4 月 1 日から 24 年 3 月 31 日までの間に請求のあったもの）における個人情報の開示等についての実施状況を次のとおり公表します。

平成 24 年 6 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめその取扱事務の名称、利用の目的等についての届出を市長に行わなければなりません。

平成 23 年度における実施機関からの届出件数は 23 件でした。

(単位：件)

実施機関名	件 数
市 長	21
教育委員会	2

2 個人情報取扱事務の廃止、変更の届出

実施機関は、個人情報取扱事務の届出に係る取扱事務を廃止又は変更する場合は、その旨を届出なければなりません。平成 23 年度における事務の廃止の届出は 7 件でした。

(単位：件)

実施機関名	事務の廃止
市 長	5
教育委員会	2

3 実施機関別の登録

平成 23 年度末における個人情報取扱事務の登録件数は、494 件となり、実施機関別の登録件数は、次のとおりです。

実施機関別の事務の登録状況（平成 24 年 3 月 31 日現在）

実施機関名	件 数
市 長	369
教育委員会	72
病院事業管理者	9
選挙管理委員会	5
監査委員	2
農業委員会	4
消防長	30
議 会	3

合 計	494
-----	-----

4 個人情報開示、訂正、削除及び中止の請求等

平成 23 年度における個人情報開示請求件数は 9 件でした。訂正、削除及び中止の請求はありませんでした。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開示	2	1	0	0	0	1	0	3	0	0	2	0	9

なお、開示請求の実施機関別状況は以下のとおりでした。

(単位:件)

実施機関名		件数	実施機関名	件数
市	戸籍住民課	6件	消防長	1件
	都市計画課	2		0
長	計(2課)	8	計	1
合 計				9

5 個人情報開示請求者別状況

平成 23 年度における個人情報開示請求者数は、人数で 9 人でした。その状況は、次のとおりです。

請求者別状況 (単位:人)

本人		7
代理人	未成年者	0
	成年被後見人	0
	特別の理由	2

6 開示請求の決定状況

(1) 決定状況

個人情報開示請求に対するその決定状況は、開示 5 件、一部開示 1 件、請求却下 3 件でした。

(単位:件)

区 分	請 求	開 示	一部開示	請求却下
件 数	9	5	1	3

(2) 一部開示・請求却下理由別内訳

一部開示、請求却下となった理由は次のとおりです。

(単位:件)

不 開 示 理 由	一部開示	請求却下	合計
法令秘情報(第 15 条第 1 号)	0		0
評価、診断等情報(第 15 条第 2 号)	0		0
第三者の個人情報(第 15 条第 3 号)	1		1

国等協力関係情報（第 15 条第 4 号）	0	X	0
審議、検討、調査等情報（第 15 条第 5 号）	0		0
行政運営情報（第 15 条第 6 号）	0		0
公共の安全、秩序維持情報（第 15 条第 7 号）	0		0
その他の情報（第 15 条第 8 号）	0		0
請求対象とならない情報	X	0	0
個人情報特定不可能		0	0
個人情報不存在		3	3
合 計	1	3	4

7 目的外利用及び外部提供

実施機関は、目的外利用等の根拠がある場合は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて個人情報を実施機関の内部で利用をし、又は実施機関以外のものへ提供することができますが、平成 23 年度における目的外利用の届出は 5 件、外部提供の届出は 85 件でした。その状況は次のとおりです。

(1) 実施機関別の目的外利用等の届出 (単位：件)

	目的外利用	外 部 提 供	計
市 長	5	82	87
教育委員会	—	1	1
消防長	—	2	2
合 計	5	85	90

(2) 目的外利用等の根拠

なお、1 件の目的外利用等に対して複数の根拠のものがあります。

(単位：件)

本人の同意を得ているとき	2
法令等に定めがあるとき	83
公表された事実であるとき	0
緊急かつやむを得ないと認めるとき	0
相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認めたとき	2
国等への提供で、事務の性質上やむを得ないと認めたとき	82
審査会の意見を聴いて特に必要があると認めたとき	2

8 不服申立ての状況

個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求に対する決定に対して、不服申立てができるようになってはいますが、平成 23 年度の不服申立てはありませんでした。

9 審査会の処理状況

平成 23 年度に伊勢市情報公開・個人情報保護審査会への諮問はありません
でした。